

動物愛護管理の制度の見直しについて

平成23年12月
環境省動物愛護管理室

1. 経緯

- (1) 動物愛護管理法（昭和48年法律第105号）は、議員立法で制定され、その後、平成11年、17年の2回にわたって、議員立法により改正されている。
- (2) 平成17年改正法の附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、平成18年6月の改正法施行5年後に当たる平成23年度を目途として施行状況の検討を行い、その結果、必要があれば平成24年の通常国会において法改正を行うことになる。

2. 中央環境審議会動物愛護部会での議論等

- 課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めていくこととした。
- 同小委員会において、昨年8月から計24回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行った。
- 「動物取扱業の適正化」にかかる議論については7月までに一巡したことからこれを総括した。主な論点は以下の通り。

- ・ 深夜の生体展示規制[※]
- ・ 移動販売（移動時、移動場所（イベント会場等）での飼養基準の設定）
- ・ 対面販売・対面説明・現物確認の義務化（ネット販売の可否を含む）
- ・ 犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢
（数値規制導入の可否、具体的日齢（45日齢、7週(49日)齢、8週(56日)齢））
- ・ 犬猫の繁殖制限措置（繁殖回数・年齢規制の可否）
- ・ 飼養施設の適正化（ケージの大きさ等の具体的数値規制の可否）
- ・ 動物取扱業への追加（動物オークション市場[※]、火葬埋葬業者、両生類・魚類販売業者、老犬・老猫ホーム[※]、動物愛護団体等）
- ・ 関係法令（種の保存法等）違反時の登録拒否・取消
- ・ 許可制の導入

- 「動物取扱業の適正化」については、7月から8月にかけてパブリックコメントを実施し、総計約12万件の意見が寄せられたところ。特に、親等から引き離す日齢、繁殖制限措置、飼養施設の適正化、両生類・魚類販売業者の取扱業への追加等について意見が分かれている。
- 8月から残る課題（虐待の防止、実験動物の取扱い等）を議論し、10月末、中間報告【別添1】をとりまとめたところ。主な論点は以下の通り。
 - ・虐待の防止（取締り強化、闘犬等の扱い等）
 - ・多頭飼育の適正化
 - ・自治体の収容施設（収容施設の基準、引取り義務化の見直し等）
 - ・特定動物（対象動物の見直し等）
 - ・実験動物の取扱い
（現行の自主管理を強化すべきか、動物実験施設の届出制等を導入すべきか）
 - ・産業動物の取扱い
 - ・罰則強化
 - ・災害対応
- 本中間報告については、11月8日から12月7日までパブリックコメントを実施した。
- なお、併せて、動物取扱業の適正化に関して、取り急ぎ措置すべきであり、法改正を伴わない事項（オークション市場、動物を譲り受けてその飼養を行う者の動物取扱業への追加、犬及びねこの夜間展示禁止）について、政令等の改正により措置予定であり、同様にパブリックコメントを実施した。

3. 今後のスケジュール等

- パブリックコメントの結果を踏まえ、12月21日（予備日27日）に動物愛護管理のあり方小委員会を開催し、動物取扱業の適正化及びその他の課題（虐待の防止等）について議論した結果を「動物愛護管理のあり方検討報告書」としてとりまとめる予定。